

# でんさいサービス利用規定

当会員は、株式会社全額電子機器ネットワーク（以下「でんさいネット」といいます）の窓口業務規程等として、利用者（以下「お客様」といいます）に提供するでんさいサービス（以下「本サービス」といいます）について、次のとおり取扱いを行います。

なお、本規定における用語の定義は、電子証明書規程、でんさいネット規程規程等およびでんさいネット業務規程規程（以下「業務規程等」と総称します）において、使用する用語の例によります。

## 第1条（適用の中込み）

1. 本サービスを利用するには、お規定並びに業務規程等の内容をご承認のうえ、当会員所定の利用申込書面に必要事項を記入して、当会員が定める必要書類とともに当会員に提出するものとします。

2. お申込みには、債権者として利用が可能な（この場合、債権者、電子証明書保証人としても利用が可能）お申込みのほか、次の利用を前提とした特約でお申込みをすることができます。

一 債権者利用限定特約  
利回り申込者はお申込みは、自らを債務者とする発行記録および電子証明書保証人とする申込記録を請求しない場合には、債権者利用限定特約でお申込みをすることといたします。

二 保証利用限定特約  
利回り申込者はお申込みは、自らを電子証明書保証人とする保証記録、支店等記録および更換記録（保証人等にあっては支店等記録および変更記録）以外の電子証明書を請求しない場合には、保証利用限定特約でお申込みをすることとできます。

## 第2条（料金賃貸）

利回り申込者はお申込みは、業務規程等に定める利用契約の継続要件の他、当会員が勝手に定めた要件の全部を満たすまで、かつ当会員の審査を経た上で、本サービスの利用契約ができるものとします。

なお、特約の有無により必要な審査が異なるほか、審査の結果によっては、お申込みに応じられない場合があります。

1. 債権者（債権者、電子証明書保証人としても利用が可能）として利用される場合

一 当会員所定の「ソナルコンピュータ等の端末機（以下「端末」といいます）」を利用してできる機能があること

二 当会員の管轄区域内外に事業場所在または営業所であること

三 手形交換所による毎回停止区分でないことに

2. 債権者利用限定特約により利用される場合

一 端末を利用できる環境があること

二 当会員の管轄区域内外に事業場所在または営業所を有すること

## 第3条（サービス内訳）

1. 当会員は、お客様がでんさいネットを利用するにあたり、次のサービスを提供いたします。

一 電子記録の請求に関するサービス

二 電子記録の領取に関するサービス

三 でんさいの決済に関するサービス

四 第3条に付随するサービス

2. お客様は、業務規程等および本規定等に従って本サービスを利用するものとします。

## 第4条（電子記録の請求方法）

お客様は次にいずれかの方法で、電子記録の請求を行うことができます。ただし、当会員が定めた場合には、第2項の方法により電子記録の請求をするものとします。

1. 端末を用いた方法

2. 当会員市街の書類を当会員の取引店にご提出いただく方法

## 第5条（予約請求）

1. お客様は、電子記録の請求において、電子記録を行なう日を指定することができます。

2. 第2項の方法により、電子記録を行なう日を指定した請求について取消を行なう場合は、電子記録を行なう日の営業日までに、当該請求を取り消す旨をお申し出ください。

## 第6条（請求書類）

1. お客様は、発生記録請求、既往記録請求、空港運送記録請求について、それぞれ複数の記録請求を一度にして行なうことができます。

2. 商業の取扱いは端末を用いた方法でのみ利用できます。

## 第7条（債権者請求方式の変更承認請求）

1. お客様は、当会員が組めた場合には、債権者として発生記録請求をすることとができます。

2. 前項の規定による請求は、当該発生記録請求の債務者の筋合に金融機関等の債務者に対しての取扱いを認められない場合には、行なうことができません。

## 第8条（既往記録請求）

1. お客様は、当会員が組めた場合には、お客様から電子記録専務者または電子記録専務者とする電子記録の請求をできる権限を付与する相当方を予め指定しておくことができます。

2. 前項の規定によって指定することができる記録請求は、既往記録請求、既往記録請求、申込記録請求などにあります。

## 第9条（請求の範囲）

1. お客様は、当会員所定の書類を当会員の取引店にご提出いただくことにより、お客様の端末が請求することができる電子記録の範囲を制限することができます。

2. 前項の範囲を解消する場合には、当会員所定の書類を当会員の取引店にご提出いただくことにより、当該制限を解消することができま。ただし、当該制限は、当会員が組めた場合には限りるものとします。

## 第10条（電子記録の通知）

1. 当会員では、電子記録の通知について、次のとおり取扱いいます。

一 当会員は、電子記録された内容を、お客様端末を用いた方法で通知します。

二 前項の方法により通知できないものについては、別途、当会員所定の方法により通知します。

3. 保証利用限定特約により利用される場合には、前項第2項による方法のみといたします。

## 第11条（電子記録の届け出）

債権者請求方式の届け出通知、申込記録の届け出通知、既往記録の届け出通知、延滞記録の届け出通知、当会員所定の取扱い規則に対し、第4条第2項の方法により承認または同意を行なう場合には、でんさいネット業務規程に定める期限の2営業日目までにお申し出ください。

## 第12条（開示の請求）

1. お客様は、次にいずれかの方法で、債権記録に記録されている事項および記録請求の際に提出された情報の算出を請求することができます。ただし、当会員が定めた場合には、第2項の方法により開示の算出をすることとします。

一 端末を用いた方法

二 当会員市街の書類を当会員の取引店にご提出いただく方法

3. 開示の請求結果の通知については、第10条と別様に取扱います。

## 第13条（端末を用いた方法の本人確認等）

お客様が端末を用いた方法により、本サービスをご利用いただく際には、次のとおり取扱いを行います。

1. 利用責任者

一 端末を用いた方法において、お客様を代表する管理者（以下「マスター」ユーザ」といいます）を当会員所定の手手続きにより登録するものとします。

二 マスター」ユーザは、マスター」ユーザが定めた一定の範囲内で、本サービスの利用に用いるマスター」ユーザの権限をFAXする（以下「一般ユーザ」といいます）を、当会員所定の手手続きにより登録するものとします。

三 お客様は、マスター」ユーザの管理者またはマスター」ユーザの権限範囲に変更があった場合、当会員所定の手手続きにより変更登録するものとします。当会員は、お客様での変更登録が完了するまでの間、マスター」ユーザの管理者またはマスター」ユーザの権限範囲に変更がないものとして取扱うこととができるものとし、一方これによってお客様に損害が生じた場合でも、当会員は責任を負いません。

四 マスター」ユーザは、一般ユーザの端末登録・削除または一般ユーザの登録内容に変更があった場合、当会員所定の手手続きにより登録するものとします。当会員は、お客様での変

更登録処理が完了するまでの間、一般ユーザの追加登録・削除または一般ユーザの登録内容に変更がないもののとして処理することができるものとし、一方これによってお客様に損害が生じた場合でも、当会員は責任を負いません。

## 第2条（使用できる端末）

本サービスの利用に際して使用できる端末は、当会員所定の機能を有するものに限ります。加えて、本人確認につき、当会員所定の方法により、ガガの端末にて登録が実行される電子証明書と秘密鍵を導入・生成し、インストールしていく必要があります。なお、端末の種類により本サービスの対象となる端末は異なる場合があります。

## 3. 本人確認の手続

当会員は、電子証明書および各種パスワードにより各種の確認を行います。

## 4. 契約登記書の発行

電子証明書は、当会員所定の方法により、お客様のマスター」ユーザおよび一般ユーザに対して（一般ユーザに対してはマスター」ユーザを通して）再発行します。

## 5. マスター」ユーザのパスワード等の登録

一 マスター」ユーザのログインID、初回ログインパスワードは、お客様自身が決定し、申込時ににより端末に記入してください。  
二 マスター」ユーザは、本サービスの利用開始前に、端末によりログインパスワードおよび承認パスワード等を当会員所定の方法により登録します。  
三 申込時に記入して、本サービスの利用開始前に、当会員所定の方法により電子証明書を端末にインストールしてください。

## 6. 一般ユーザのパスワード等の登録

一 マスター」ユーザのログインID、ログインパスワード、承認パスワード等の登録、申込パスワード等を端末により登録してください。  
二 申込時に記入して、本サービスの利用開始前に、当会員所定の方法により電子証明書を端末にインストールしてください。

## 7. 本人確認手続き

一 本サービスにおけるマスター」ユーザの本人確認方法および該当内規の権限方法は、マスター」ユーザが端末にて提出された入力した電子証明書、ログインパスワードと当会員に登録されている各内容の一一致により確認します。  
二 第2項によりすでにログインID、ログインパスワード、承認パスワード等の登録、電子証明書のインストールにおける取扱いにおける本人確認が完了した場合は、端末によりログインパスワードおよび承認パスワード等の登録を行ないます。  
三 当会員は、第2項に基づき本人確認および該当内規の確認を行なうことにより、次の事項を確認できたらのとて対応します。  
a. お客様が登録した情報内容が真正なものであること。  
b. 当会員が登録した情報内容が真正なものであること。

四 当会員が本項に記載する本人確認および該当内規の確認をして取扱いを実施した場合、ログインID、ログインパスワード、承認パスワードまたは電子証明書につき不正切替、誤使用その他の事故が起つても当会員は当該取扱いを有効なものとして取扱い、またそのために生じた損害についても、当会員の責めに巻きつけない場合があります。当会員は責任を負いません。

## 8. 電子証明書の有効期間および更新

一 電子証明書は、当会員所定の期間（以下「有效期間」といいます）に限り有効です。マスター」ユーザおよび一般ユーザは、有効期間が満了する前に当会員所定の方法により電子証明書の更新を行なってください。

二 荷物による電子証明書の更新が行なれなかった場合、電子証明書は有効期間の満了日をもって失効するものとし、お客様は、以後本サービスを利用することができます。

三 本サービスが解約、利用停止その他の事由により終了した場合は、費用済みの電子証明書は、残存期間があっても、当該終了日をもって失効します。

## 9. 電子証明書の復旧

一 電子証明書は、マスター」ユーザおよび一般ユーザは、有効期間が満了する前に当会員所定の方法により電子証明書の復旧を行なってください。

二 荷物による電子証明書の復旧が行なれなかった場合、電子証明書は有効期間の満了日をもって失効するものとし、お客様は、以後本サービスを利用することができます。

三 本サービスが解約、利用停止その他の事由により終了した場合は、費用済みの電子証明書は、残存期間がいても、当該終了日をもって失効します。

四 電子証明書をインストールした端末が紛失、盗難、流出、端末等が生じ、またはそれらのものであると判断した場合。

五 お客様が電子証明書をインストールした端末が紛失、盗難、流出等が生じ、またはそれらのものであると判断した場合。

六 電子証明書をインストールした端末が紛失、盗難、流出等が生じ、またはそれらのものであると判断した場合。

七 この提出にし、当会員は所定の手続きを引き、必要に応じて本サービスの利用停止等の措置を講じます。当会員は、この提出に基づく所定の手続きを完了前に生じた電子証明書の第三者による不正使用等による損害について責任を負いません。

## 10. ID・各種パスワードの管理

一 ID・各種パスワードは、当会員の責任において、端末に登録するものとし、第三者へ開示しないでください。また、各種パスワードは、生年月日、電話番号、連絡番号など他人に知られやすい情報を登録することを避けるとともに、定期的に変更手手続きを行なってください。

二 ID・各種パスワードにつき偽造、変造、改ざんまたは不正使用その他のあそれがある場合は、当該端末に立ち入り取扱いをしてください。

三 本サービスの利用により、各種パスワードの端末入力が当会員所定の手順通りに行われた場合、その結果で当会員は本サービスを停止しますので、本サービスの再開を求める際は、お客様は当会員に連絡のうえ、所定の手続きをとください。

## 11. 取扱規約の権限

一 当会員が本サービスによる端末の抜きを受け付けていた場合、お客様の端末にて登録内容を表示するものとし、お客様は、その内容が正しい場合に、当会員が承認する方法で確認した旨を当会員に通知するものとします。この登録内容の確認および承認が各取扱いを定める当会員所定の権限内に行われ、かつ当該権限内に当会員が承認した時点で当該取扱いの権限内容が確定したものとし、当会員は当該権限内において、該取扱いの権限内に不正な行為がある場合、またはその通知が受け取れなかった場合は、当会員は該取扱いを承認しないことがあります。この場合がなかったことによって生じた損害については、当会員は責任を負いません。

## 12. 利用日・利用時間

1. 第3条に定めるサービスの利用日および利用時間は、当会員所定の利用日および利用時間とします。

2. 当会員市街の利用日および利用時間については、お客様に事前に通知することなく変更する場合があります。

## 13. 利用料金

1. お客様は、次にいずれかの方法で、債権記録に記録されている事項および記録請求の際に提出された情報の算出を請求することができます。ただし、当会員が定めた場合には、第2項の方法により開示の算出をすることとします。

2. 申込記録の算出は、申込記録された内容を、お客様端末を用いた方法で通知します。

3. 延滞記録の算出は、延滞記録された内容を、お客様端末を用いた方法で通知します。

4. 開示記録の算出は、開示記録された内容を、お客様端末を用いた方法で通知します。

5. 残高記録の算出は、残高記録された内容を、お客様端末を用いた方法で通知します。

